

令和2年2月28日  
210会議室

令和2年第1回  
立川市教育委員会臨時会

立川市教育委員会

## 令和2年第1回立川市教育委員会臨時会

1 日 時 令和2年2月28日(金)

開会 午後 12時

閉会 午後 12時42分

2 場 所 210会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 田中 健一 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男 指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太 統括指導主事 川崎 淳子

教育支援課長 秋武 典子 学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 井田 容子

案 件

1 議案

- (1) 議案第3号 新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について

令和2年第1回立川市教育委員会臨時会議事日程

令和2年2月28日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第3号 新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について

---

◎開会の辞

○小町教育長 それでは、令和2年第1回立川市教育委員会臨時会を始めさせていただきます。

本日は急な招集となりご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。

署名委員でございますが、嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 はい。承知しました。

○小町教育長 昨日、安倍首相から、全国的に3月2日より学校を休業するという要請が示されました。本日早速、立川市新型コロナウイルス感染症対策本部、これは市長が本部長でございますけれども、開催いたしまして、急遽、立川市内28校の小中学校を臨時休業とすることを決定いたしましたので、本日、議案として提出するものでございます。

本日の議案は次第にありますとおり、議案1件でございます。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 令和2年第1回立川市教育委員会臨時会の出席管理職についてでございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、寺田統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第3号 新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第3号、新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について、を議題といたします。

教育部長、説明をお願いいたします。

○大野教育部長 それでは、議案第3号、新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について、ご説明したいと思います。

資料の説明、まず経過からご説明したいと思います。

国からの通知でありますけれども、令和2年2月28日、文部科学省、元文科初第1585号をご覧ください。先ほど教育長のほうからご紹介がありましたように1ページ目の第2段落をご覧ください。先日、2月27日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、内閣総理大臣より、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。

2ページをご覧ください。2ページの2行目です。

要請の内容といたしましては、本年3月2日月曜日から春季休業の開始日までの間、学

校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を行うようお願いいたします、という内容であります。

それではまた別の資料をご覧ください。東京都から発出された文書でございます。

31 教総総第 2384 号をご覧ください。こちらにつきましては東京都教育委員会から各都立学校長宛に発出された文書でございます。

こちらの 1、学校の臨時休業の実施について、をご覧ください。東京都には、令和 2 年 3 月 2 日から春季休業まで臨時休業を実施するという通知が出されております。

子どものほうではこれらの通知に基づきまして、先ほど教育長からお話がありましたように、本日、立川市長をトップといたします立川市新型コロナウイルス感染症対策本部を 9 時半から開会いたしました。その中で、本市におきましても先ほど申し上げました法律、学校保健安全法第 20 条に基づきまして、令和 2 年 3 月 2 日の午後から 3 月 25 日、これは春休みが 3 月 26 日から始まりますのでその前日の 3 月 25 日まで、臨時休業するということを決定いたしました。

国からの要請につきましては 3 月 2 日からということでもありますけれども、教育委員会といたしましては、3 月 2 日の朝から休業に入ってしまうと、臨時休業期間中の児童・生徒に対する学習指導あるいは生活指導ができないということ、そういうことを勘案いたしまして 3 月 2 日の 3 校時目まで学校に登校日といたしました。

そこで行うことにつきましては、休業中の学習指導、これは学習プリントの配布です。あとは休業期間中の生活指導、あとは都立高校の合格発表が 3 月 2 日でございますので、その結果による進路指導ということを行う予定としております。

なお、この内容につきましては、本日 11 時半に全小中学校の保護者宛の通知を発出したところであります。また、本日 12 時にホームページにてこの旨を掲載したところがございます。説明は以上となります。

○小町教育長 説明は以上です。ご意見、ご質問等ありますか。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 質問ですけれども、学童保育所は開設しますか。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 学童保育所につきましては、通常の学校休業日と同じように開設するということと、先ほど本部の中で決定しています。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 学校が急にお休みになるということで、急に仕事を休めない親御さんも多くいらっしゃると思いますけれども、学童保育所って、やはり場所が狭くて、一日中狭い場所に大人数が集まるとなると逆に感染リスクが上がったりですとか、学童保育がない場合もやはり子どもが 1 人で長時間留守番するということになると、また別の事故などが起こりかねませんので、私、今思いついたことで恐縮ですけれども、学童保育所を、学校施設を使って対処するとか、学校の先生も場合によっては手伝えるような環境をつくるということとは難しいでしょうか。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 今回の措置につきましては、先ほど趣旨のところでも申し上げましたように、感染リスクを減らすということがまず第一であります。嶋田委員がおっしゃるようなリスクというのはあるかと思えます。基本的には学童保育所につきましても真に保育の必要な方以外の方につきましては、なるべくご自宅で待機していただくというようなことで、子ども家庭部が所管でありますけれども、そちらのほうでは説明をしておりました。

また学童保育所が学校内にある場合につきましては、学校の、あるいは図書館ですとかそういう所を開放いたしまして、なるべく密度が高くないような方策ということで考えているところであります。ですけれども学童保育所が別の所にある施設がございますので、そちらについては学校を開放して保育というような対応は難しいところです。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 難しいという現状はあると思えますけれども、実際にやってみて、あまりにも大人数が狭い部屋に一日中閉じ込められるということがあった場合には、やはり学校施設を使うなどのことを検討していただけたらなと思えます。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 本市でも立川市新型コロナウイルス感染症対策本部というのを随時開いておりますので、その中で出てきた課題については対応していきたいと考えています。

○小町教育長 ほかに、ございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の話し合いを受けながら検討された。これの決定に当たって少し質問いたします。

まず1つは、学力保障ということが今回、授業時数の確保という大きな問題になっているわけですが、そういう中で授業時数確保、相当混乱をきたしているわけですね。そういう中で量については非常に難しいですが、やはり子どもの学力保障と、そういう点から考えて本当にそれに見合う対応がとれているかどうか、その辺りを1つお尋ねしたいと思います。

私としては、これ拝見しますと学校での同一の対応含めて、3月2日から4月5日まで、午後から春休みまで休業と。こういう対応をとっているんですが、これで本当に学力保障ができていますのかどうか。既に決定されたわけですが、私としては状況を見ながらということで、これについては萩生田大臣も一律に行うものではないということで、地域や学校の事情を踏まえ様々な工夫があつていいと、そのように文科大臣がおっしゃっているわけですが、そういう意味で、こうして一律に3月2日から4月5日、午後から春休みまで休業と、この対応を既に決定されたわけですが、できれば学力格差をなくす意味でも、3月19日が中学校卒業式、3月25日が小学校卒業式と、そうなりますとそのあとの春休み期間中、できれば3月いっぱいまで授業がある程度できればいいなと思えますが、もう既に決定されたものはダメなんですね。これについてお伺いしたいと思います。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 先ほど条文をお示ししました学校保健安全法第20条でございます。こちら学校の設置者が感染症の予防上必要があるときに、臨時に学校の全部あるいは一部の授業を取りやめることができるということで、設置者は地方公共団体ということになっております。私どもとしましては現状の中では、子どもたちの健康・安全が第一と考えております。そのための措置でありまして、それに基づきまして3月2日から春休みに入る3月25日を休校とするということになります。

教育課程等に関することにつきましては、国からの通知の2ページ目に記載されております。「児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること」ということで、3月2日の午前中には子どもたちに対しまして学習のプリント等をお配りして、家庭学習のほうを行うというような指導を行うと考えております。

以上で、3月2日から3月25日までの休業ということにつきましては、命、健康が第一ということですので、こちらは変えるということはないと考えます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今説明を受けて、既にこれは決定済みということになりますので、そうなりますと児童・生徒の学力の質の担保、これをどこで、どのようにされるのか、その辺りお伺いしたいのですが。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 実施することのできない部分については、休業でございますので、それと同質のものを改めて提供するというのは難しいというふうに考えてございます。ただ、本日このタイミングで教育委員の皆様にもお話申し上げて、学校長にも指示を出させていただいている状況でございまして、それを踏まえての3月2日というのは、きょうの明日で対応しているということではなくて、きょうを踏まえて3月2日の月曜日の午前中の指導内容を検討してほしいという意味もありまして、本日私どもとしては最速の検討、最速の判断をさせていただいたと考えています。

ですので、今できる限りの学習の支援であるとか学習指導というのは、各学校で十分準備した上で、3月2日子どもたちにプリント等の提示ができると考えてございますし、その準備については私どもも校長会と確認をして、3月2日を迎えるようにということで連携していこうと思っておりますので、十分とは言えませんが、最善の準備をした上で3月2日の午後を迎えるというふうに考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 3月2日、これをもって学力については評価すると。その上で学習指導要録、この作成にあたっては、これまで1学期、2学期及び3学期の3月2日まで、それまでの学習の取組、これをもって学習指導要録のほうに記載すると、そういうことでいいのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。



○前田指導課長 そのとおりでございます。また3月2日の午前中が終了した時点で中学校のほうの定期考査等ほぼ終了しているというような状況にもなりますので、そこまでの評価資料等活用しながら、各中学校における評価活動というのは行えるのではないかと、小学校も同様にできるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 分かりました。できる限り最善を尽くして学力保障をしていただきたいと。どうしてもこの時期そうなってしまうと、児童・生徒によっては学力格差が生じますので、そういうことも保障しながら、なおかつ学習指導要録には丁寧に記載していただきたいと、そのように思います。

続いてお伺いしたいのですが、卒業式と修了式ですけれども、これは校長会等で協議して、後日決定と。これの目安というか目途というか、これはどのようになっていますか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 現時点で日程等の変更については想定していないところでございます。年度当初、想定された日程でもって修了式及び卒業式が行えることが私どもとしても望ましいというふうに考えておるところでございますが、現時点ではそのようなところで、この後の感染症等の動きによっては違う対応も検討していかなければならないと考えておりましたので、後日改めてというのは、そういった意味も含んでというふうにご理解いただければと思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 新型コロナウイルスについての感染の対応は今、課長がおっしゃった方向で進めていくと、そう受け止めていいですか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 そうですね。私が今申し上げましたのは、厚生労働省も含め、ここ1、2週間の感染症拡大をいかに防ぐかというところに重点を置いてというところでございますので、この1、2週間の、私どもが今回進めております臨時休業等が効果を発揮すれば、本市の小中学校の修了式、卒業式は2週間以上あとになりますから、大きな予定等の修正はなくてできるのではないかと、というのが今の希望的観測でございます。

ただ、あくまでも現時点ですので、それはその後どういうふうになるかというのは常ににらみながら、そこは校長会と連携しながら対応していかなければいけないと考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 できるだけ予定どおりというか、卒業式の場合、中学校は19日、小学校は25日と、何とか実施できる方向で願っております。

続いて、都の教育委員会から文書がきているわけですが、この中で都立高校の受験の問題ですけれど、これについて確認したいのですが、既にご承知のように3月2日、都立高校試験の発表があります。それを受けて分割後期受験、これがあるわけですね。今

申し上げた都立の分割後期受験並びに二次試験、これが3月10日火曜日、受験になるわけですね。3月16日に発表。これで学校側としては3月2日の都立高校の合格発表一次試験、あと今申し上げた分割後期及び二次試験の結果が3月16日、この結果が発表になった段階でいろいろ手続きが生じるわけですね。その手続き上、特に学校側及び教育委員会として配慮すべきことは何かありますか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 3月2日が子どもたちにとっては登校日に該当しておりますので、書かせていただいたとおり、進路指導を含むというのは都立高校の合格発表日であるということをはらんでいるものでございます。それ以降の入試が続いてまいりますけれども、基本的には集団感染を防ぐという視点で学校を臨時休業とさせていただいておりますので、お一人お一人のお子さんが個別に学校を訪ねるとか、あるいはお一人だけの保護者の方が学校にご質問にいらっしゃるといふ部分については、個別、相談を受けながら、そうしなければ支援ができませんので、対応を進めてまいりたいと考えているところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、課長がおっしゃったそういう方向でぜひ円滑に、また無事故で進められるようにしたいと思っています。成績結果が出て合格になったのに手続きがうまくいかない、そういうことが生じないように各学校に是非ご指導をよろしくお願いいたします。

続いて、この臨時休業期間中の給食の問題ですが、既に払い込みをしたという家庭もあるかと思えます。その場合の給食費の返還についてはどのように進めようとしておられますか。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 給食費ですが、こちら食材料に充てるという形になります。実際に給食をやる予定でしたので止めることができない食材がございます。その部分についてどうするか今後の検討にも入るのですが、保護者は悪くないという部分もありますので、そういったところはどうのように対応できるかを含めまして今後検討させていただきたいと思えます。ただ、2日分ぐらいは食材としては止められない部分になりますので、それ以降の部分は給食費はかからない形になりますので、その2日分の対応についてどのように対応するのか、保護者に負担していただくのか、これは検討していく形で考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非その方向で丁寧に進めていただきたいと思います。

続いて、子どもたちのストレスなどの対処ですが、これだけ長期にわたって一斉休校になりますと、様々子どもたちに健康上の問題含めて精神的な問題も生じるかなと思えますが、その辺りの子どもたちのストレスなどの対処については、どう考えておられますか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 子どもたちは当然、生活が変わりますのでストレスを感じるお子さんも中にはいらっしゃるかと思えます。ただ、教員たちは通常に勤務しておりますので、学校側

に子どもたちが「先生、しんどいよ」という問い合わせはいつでもしていただけるものと思っていますし、これも校長たちとの相談の上で、一律にではなくて慎重に進めていかなければいけないと思いますけれども、当然、長期の期間中ですから家庭訪問等様々な方策があって、子どもたちのケアというものは各学校で多様にできるものですので、そういった子どもたちのメンタルの支援というのは臨時休業期間中でも行っていくような、そういった連携というのもしていきたいと考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

最後でございます。子どもたちの中には共働きの世帯、あと子どもたちの過ごす場所、先ほど嶋田委員から学童保育の件が出たわけですが、共働き世帯などの子どもたちが過ごす場所の確保については何か考えておられますか、お伺いします。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 先ほどお話ししましたように学童保育所というのをまず1つ挙げます。もう1つは学童保育所に入れなかった児童のランドセル来館というのを児童館のほうでやっておりますので、共働きあるいはひとり親の家庭等、児童の面倒を見られない家庭については市のほうではそういう対応を図るということでありませう。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 これから1週間、2週間が最大の山場とも言われているわけですが、改めてこの新型コロナウイルス感染症に対する問題があるわけですが、一つ一つ丁寧に取り組みながら、是非、立川の児童・生徒が健康で安全に過ごせるように今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 いろいろ大変でしょうけれども頑張っていたきたいとは思いますが、勉強不足でちょっと教えていただきたい部分がありますが、昔でしたらば学校から電話連絡網みたいなものがありまして、今はどのような。学校からの通知、何かそういう連絡網というものはあるのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 連絡網という形をとっている学校はだんだん少なくなってまいりまして、現在はメールによるお知らせ、緊急メールという呼び方をここではさせていただきますが、メール登録をしていただいて、そちらのほうにお知らせを上げていくというようなことが多くなってございます。また、各学校ホームページを持っておりまして、いついつまでにそのホームページに情報を上げますよというようなことを、メールやお手紙でもって知らせておいて、各ご家庭でそのホームページの中から情報を得ていただくというような形でお知らせをすることが多くなってございます。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうするとメールとホームページを使えばどちらも対応できないという方はほ

とんどいないというふうを考えてよろしいでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 今回の部分につきましては、この辺もあわせて各学校で通知文のほうも発出しておりますので、それらと合わせると、ほぼ全てのご家庭にお知らせをすることができているというふうに捉えているところでございます。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 今、考えていたことは、例えば昔でしたらば、今どこまで勉強をちゃんとやっているかというようなことを、ファックスを使ってそれぞれのご家庭にとかということを考えてんですけど、そのメールやホームページの中にそれぞれ、例えば4年生のみんなに、今こういうところの勉強を自分で教科書を読んでいるかとか、そういうような形での連絡をしていただくと、何も言われなくてすっとするよりは、そういうものが入ると「あっ、そうかそうか」という形で、ぼおーっとしている子どもやゲームばかりしている子どもも少しは教科書を読んでもくれるかなと考えたものですから、可能でしたらばそういうこともお願いしたいと思っています。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 もちろん、そういった情報提供もしていきたいと思っていますし、まずとっかかりとして、「夏休みじゃないんだよ」ということを子どもたちに分かってもらうための3月2日の午前中の指導でございますので、この休業期間中はこういった勉強もするんだよ、なぜ休業期間なんだ、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにお休みにするんだよ、遊んでいい時間帯じゃないんだよ、というような指導を各学校でもらうための3月2日の午前中ですので、子どもたちに指導していきたいと思えます。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 もう1点だけ、考えておいていただきたいのは、もし例えば立川市の児童の中に感染者が出たときに、それを同じクラスの子どもたちと保護者等に、こういう子どもが陽性と判断されたので、というような情報を流すべきなのかどうかということは何か検討されているのでしょうか。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 その件につきましては、先ほど本部のほうでもやはり話が出ておりまして、これにつきましては公衆衛生上の観点、あと個人情報の保護ということで慎重には取り扱っています。そういうことでありますので。ただ現状として、こういうルールでいこうというのはございませんけれども、委員のほうから指摘されたことについては今後検討してと、そのように思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 今回、日常的に長時間集まることによる感染のリスクに備えるためにということで、休業されるということですが、今、本当に日本の危機というか世界の危機というふうに思えるぐらいの状況でして、それぞれまずはコロナに罹らないことが大事、ま

ずはそれだと思いますが、学校がお休みになった時に、お家での過ごし方というのがとても重要だと思います。事前に生活指導なり学習指導なりをしていただけるようですが、ご家庭によっては、風邪と同じでしょぐらいにしか、もしかしたらそんな感覚でいらっしゃるかもしれません。多分これまでにいろいろと家庭への連絡というのはお手紙なりで新型コロナウイルスの情報を伝えていらっしゃるかと思うんですが、今回、お休みの期間に家庭で子どもたちが、また親が、新型コロナウイルスに対する知識と対策をどの程度持っているかということがすごく気になりますので、全家庭に対する情報提供みたいなものは、統一されたものというのは実施する予定がありますでしょうか。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 罹患しない対策ということで、もう既に学校のほうでは実施しております。今年度はインフルエンザの罹患率がだいぶ下がっているというのは聞いております。ですので、それがインフルエンザの流行のことなのか今回の対策が功を奏しているかというのがはっきりは分からないですけれども、私どもとしては日常的に学校の先生から子どもたちに対しては手洗い、うがい、咳エチケットということは徹底しておりますので、そういうものの習慣で、自宅で過ごすときも恐らく行っているというふうに考えているところであります。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 テレビなどでもいろいろ情報が増えていますので、ある程度知識というのは広まっていると思うのですけれども、それでもなお、改めて今までの情報を全てご家庭に提供していただけたら、また意識が違ってくるのかなというふうに思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 情報提供ですが、小中学校合わせて28校の中で学校に新型コロナウイルスについて問い合わせ、学校はどんな対応するんですかとか、うちの子休ませますとか、あるいは教育委員会にそういう連絡が入ったのは何件ぐらいございますか。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 今のご質問、恐縮ですけれども問い合わせ件数ですか。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 学校に、新型コロナウイルスで例えば休ませますとか、あるいは学校はどういう対応をされるんですかとか、場合によっては、教育委員会でこのことについてどういうふうにされるんですかとか、そういうことが昨日現在まで問い合わせがあったかどうかということでお伺いします。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 お電話、あとはメールで数件入っております。それは指導課に関係することも学務課も情報共有していますけれども、例えばこういったイベントは中止はしないのか、してくださいとか、あとは、自分はもともと疾患をかかえているので学校と相談して休んでいて、できれば全校休校みたいなものを是非検討してもらいたいというのを、1週

間ぐらい前にもそういったご意見既にいただいております。その時点では、まだこういった判断が出ていなかったのですけれども、最新の情報をお伝えしながら、今後の対応を検討していきますということをいずれもお答えしていたところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 恐らく教育委員会から各学校に指示をされ、それを受けて各学校が取組をしていく、そういう中でかなり保護者としても安心感を持たれるのかなと思っています。今後とも引き続きいろいろな新型コロナウイルスに関しての教育委員会に対する問い合わせがあった場合には、定例会のときでも結構ですが情報提供いただければと思います。なお、決定にあたってはある程度教育委員会の定例会は執行機関ですので、この点をしっかり議論しながら確認し決定していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 この場の議論にそぐわないかもしれませんが、日雇いのひとり親家庭などで、食べるのも今後仕事が無くなったりして苦しくなってくるというご家庭もあるのではないかとということも心配しています。教育委員会で対応することではないかもしれませんが、そういう働きかけを国か都か市か分かりませんが、しっかり働きかけをしていただけたらと思います。例えば学童保育にお弁当を持ってこれない子どもに何かしらの食料を提供するだとか、そういうこともいろいろな機関と相談して動いていただけたらと思います。

それともう1つ、卒業式、入学式ができると仮定して、告辞文というのは全くなかったものになってしまうのかなと想像しているのですけれども、一応書き替えておくのか、それとも、もうまるでなかったことにするのかというのを教えていただければ。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 告辞文の取扱いでありますけれども、それは学校に送りまして学校のほうで掲示をするという形になっているところであります。

また先ほどの学童保育所へお弁当、貧困の関係につきましては、所管する部長のほうにこういう意見がございましたということを伝えておきます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第3号、新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 では、異議なしと認めます。よって、議案第3号、新型コロナウイルス感染症に係る立川市立小・中学校の臨時休業について、は承認されました。

本日の議題は以上でございます。

◎閉会の辞

○小町教育長 これをもちまして令和2年第1回立川市教育委員会臨時会を終了いたします。  
次回、第5回立川市教育委員会定例会は、令和2年3月5日、午前10時から、210会議室  
で開催いたします。よろしくお願いいたします。

午後12時42分

署名委員

.....

教育長